



FP NEWS

TAX & ASSET
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **吉田 聡**

〒102-0093
東京都千代田区平河町1-7-22
万代半蔵門ビル2F

info@zaicom.jp

うめ

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

国 税 / 令和2年分所得税の確定申告

2月16日～3月15日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日

国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月10日

国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

3月1日

国 税 / 6月決算法人の中間申告 3月1日

国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)

3月1日

国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付

3月1日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28

地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日



インボイス制度特設サイト 国税庁がHP上で開設している、消費税の仕入税額控除の方式として導入される「インボイス制度」の情報サイト。制度のQ&A、関係通達、申請手続、概要の動画説明などが掲載されていて随時、更新されます。制度導入は令和5年10月1日ですが、インボイスの発行事業者の登録申請は今年10月1日から開始されます。

令和二年分の確定申告ポイント



今年も所得税の確定申告時期を迎えました。還付申告は、すでに一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。

以下、令和二年分確定申告のポイントを整理してみます。

1 確定申告の対象者

- (1) 確定申告が必要な人
(主な例)
 - ① 個人で事業を行っており納税額がある
 - ② 不動産収入があり納税額がある
 - ③ 給与が年間二千万円を超える
 - ④ 二か所以上から給与をもらっている
 - ⑤ 同族会社の役員等で、その

会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息等を受け取っている

⑥ 令和二年中に土地等の譲渡があった

⑦ 給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万円を超える

(2) 所得税の還付を受けられる人(主な例)

雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除を受ける人

2 令和二年分の主な留意点

(1) 基礎控除の見直し

基礎控除額については、合計所得金額が二、四〇〇万円以下の者の控除額が四八万円となる一方、二、四〇〇万円超は三二万円、二、四五〇万円超は一六万円となり、二、五〇〇万円を超えるると基礎控除額は〇円となります。

(2) 扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を四八万円以下の者とするともに、源泉控除対象配偶者は九五万円以下、配偶者特別控除の対象とな

る配偶者は四八万円超一三三万円以下、勤労学生は七五万円以下に引き上げられています。

(3) ひとり親控除の創設等

① 寡婦控除が見直され、現に婚姻していない者のうち、次の要件を満たすものである場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から三五万円が控除されます。

・その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が四八万円以下の者)を有する
・合計所得金額が五〇〇万円以下である
・事実上婚姻関係と同様の状況にない(住民票に未届の妻又は未届の夫である旨の記載がない)

② 寡婦控除の対象は、合計所得金額が五〇〇万円以下で、夫と離婚した後婚姻をせず扶養親族がいる人、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者とされました。

また寡婦控除の特例は廃止されました。

(4) 青色申告特別控除の見直し

取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額が一〇万円引き下げられ五五万円となる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者で、次の要件のいずれかを満たす場合は、引き続き控除額が六五万円とされました。

① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法に定める「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること

② その年分の所得税確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等を提出期限までにe-Taxを使用して行うこと
なお、一〇万円の青色申告特別控除を受けるための要件は、変更ありません。

(5) 給与所得控除の見直し

給与所得控除額が一律一〇万円引き下げられるとともに、給与収入が八五〇万円を超える、一九五万円が上限となります。

表1 所得税額速算表(令和2年分用)

課税総所得金額(A)		税率 (B)	控除額(C)	税額 = ((A)×(B)-(C)) × 102.1%	住民税額の速算表(所得割)	
超	以下				[課税所得]	[税率]
	1,950,000円	5%	0円	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$	一律	10%
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	$((A) \times 10\% - 97,500円) \times 102.1\%$		
3,300,000	6,950,000	20	427,500	$((A) \times 20\% - 427,500) \times 102.1\%$		
6,950,000	9,000,000	23	636,000	$((A) \times 23\% - 636,000) \times 102.1\%$		
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	$((A) \times 33\% - 1,536,000) \times 102.1\%$		
18,000,000	40,000,000	40	2,796,000	$((A) \times 40\% - 2,796,000) \times 102.1\%$		
40,000,000	—	45	4,796,000	$((A) \times 45\% - 4,796,000) \times 102.1\%$		

表2 確定申告書チェック表

(令和2年分用)

区分	項目	チェックの内容
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医療費 (※セルフメディケーション 税制との選択適用)	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。 差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。 ※セルフメディケーション税制の場合、医薬品購入額が1万2千円超(8万8千円限度)。 医療費控除の明細書等の添付がされていますか。
	寄附金	領収書、証明書等の添付等がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成10.1.2~平成14.1.1生まれ)で、控除額は63万円です。
	寡婦控除	いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額500万円以下の者(夫と死別の場合は扶養親族要件なし、夫と離婚の場合は扶養親族要件あり)が対象です。
	ひとり親控除	対象となる要件を満たしていますか(右ページ参照)。
	配偶者控除 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。 控除額は、最高38万円です(老人控除対象配偶者の配偶者控除は最高48万円)。
	税額から差し引かれる金額	配当控除
住宅ローン控除		申告書の住宅借入金等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。 添付書類の不足はないですか。 (1) 新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要) ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

新型コロナウイルス関連の 医療費控除適用

医療費控除の対象となる医療費は、①医師等による診療や治療のために支払った費用、②治療や療養に必要な医薬品の購入費用などとされています。新型コロナウイルス感染症に係る支出についての取扱いは、次のとおりとなります。

(1) マスク購入費用

感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用は上記の①及び②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

(2) PCR検査費用

① 医師等の判断でPCR検査を受けた場合
新型コロナウイルス感染症の疑いがあるなど医師等の判断により受けたPCR検査の費用は、医療費控除の対象となります(自己負担分に限りませす)。

② 自己の判断でPCR検査を受けた場合

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査は、医療費控除の対象となりません。ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は治療に先立って行われる診療と同様と考え、医療費控除の対象となります。

(3) オンライン診療に係る諸経費

① オンライン診療料及びオンラインシステム利用料

医師等による診療や治療のために支払った費用は、医療費控除の対象となります。また、オンラインシステム利用料は、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。

② 処方された医薬品の購入費用

治療等に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。

③ 処方された医薬品の配送料

治療等に必要な医薬品の購入費用に該当せず、医療費控除の対象となりません。

棚卸資産の取得価額 少額の付随費用の取扱い

購入した棚卸資産の取得価額には、その購入代価のほか、これを消費し又は販売の用に供するために直接要した全ての費用の額が含まれますが、次に掲げる費用の額の合計額が少額である場合には、取得価額に算入しないことができます。

- ① 買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- ② 販売所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- ③ 特別の時期に販売するなどのため、長期にわたって保管するために要した費用の額(棚卸資産の保管費用でこれ以外のものは、取得価額に算入しないことができます)

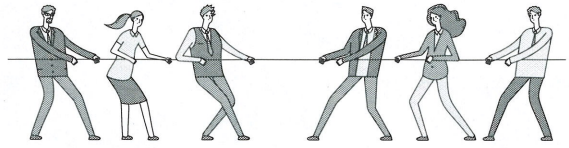
なお、少額とは、その棚卸資産の購入代価のおおむね3%以内の金額とされ、事業年度ごとに、かつ、種類等(種類、品質及び型の別)を同じくする棚卸資産ごとに判定することができます。

告別式を二回に分けて行った場合の葬式費用

相続税の計算において、被相続人に係る葬式費用については、原則として相続税の課税価格から控除できますが、被相続人の住所地と出身地が離れている場合など参列者の便宜を図るなどの理由で、告別式を二回に分けて行った場合の葬式費用の取扱いはどうなるのでしょうか。

告別式を二回行った場合でも、その告別式が、納骨前(死後間もなく)に行われていたり、その内容が一回目の告別式と同様の一般的な方式による告別式である場合には、死者の追善供養のために営まれる法会(初七日、四十九日、一周忌などの法事)ではなく、死者を葬るために行われた儀式であると考えられ、二回目の葬式費用も相続税の課税価格から控除することができます。

職場の紛争解決 援助制度



労働者と事業主との間で男女均等の取扱い、育児・介護休業、パートタイム労働者・有期雇用労働者の雇用管理、職場におけるパワーハラスメント等について民事上のトラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の申出により、都道府県労働局において、トラブルの早期解決に向けた援助が行われています。今回は、援助の概要などを説明します。

一 援助の概要

紛争解決援助制度には、大きく分けると都道府県労働局長による援助と調停委員（弁護士や学識経験者、社会保険労務士などの労働問題の専門家）による調停の二種類があります。それぞれの特徴や流れは次のとおりです。

(一) 都道府県労働局長による援助（助言・指導・勧告）

調停に比べると簡単な手続きで迅速に解決してもらうことが可能で、次の流れにより行われます。

① 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）に援助を申し出ます。電話・手紙（連絡先記載）でも申出をすることができ、申立書等の文書は必要とされていません。

② 雇用環境・均等部（室）が労働者と事業主の双方から話を聞きます。紛争の内容等の把握に必要があり、労働者と事業主の了承を得た場合には、第三者に対する事情聴取が行われることもあります。双方の話を踏まえ、問題関

係解決に必要な助言・指導・勧告の援助が行われます。

④ 当事者双方が援助の内容に沿った解決策を実行することにより問題が解決します。一方、次の場合には援助の打ち切りとなります。

・ 本人の死亡、法人の消滅等があった場合

・ 被申立者が非協力的で、度重なる要請にもかかわらず事情聴取に応じない場合

・ 対立が著しく強く、歩み寄りが困難である場合など

(二) 調停会議による調停

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合には、こちらを活用します。

① 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）に調停申請書（厚生労働省のホームページからダウンロード可）を提出します。電子申請も可能です。

② 調停会議の開催（非公開）は、次のように行われます。

- ・ 関係当事者からの事情聴取
- ・ 関係労使を代表する者からの意見聴取（関係当事者から

の申立てに基づき、必要があると認められるとき）

・ 同一の事業所に雇用される労働者その他参考人からの意見聴取（必要があると認めるとき）

・ 調停案の作成
・ 調停案の受諾を当事者双方に勧める

③ 当事者双方が調停案を受諾することにより問題が解決します。

一方、次の場合には調停打ち切りとなります。

・ 本人の死亡、法人の消滅等があった場合

・ 当事者間で和解が成立した場合

・ 他の関係当事者が調停に非協力的で度重なる説得にもかかわらず出席しない場合

- ・ 対立が著しく強く、歩み寄りが困難である場合
- ・ 調停案を受諾しない場合など

二 援助対象の追加

紛争解決の援助および調停は、次の法律に定められています。

・男女雇用機会均等法

・育児介護休業法

・パートタイム・有期雇用労働法

・労働施策総合推進法

これらの法律は令和二年に改正法が施行され、それぞれの施行日以降、紛争解決援助および調停の対象者や対象となる事案の追加が行われています。

(一) 男女雇用機会均等法・育児

介護休業法

次の事項について、労働者が相談を行ったことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすることが、紛争解決の援助および調停の対象として加わりました(すべての規模の企業において令和二年六月一日施行)。

① 職場におけるセクシャルハラスメント

② 妊娠、出産等に関するハラスメント

③ 育児休業、介護休業等に関するハラスメント

(二) パートタイム・有期雇用労働法

次の事項が改正による変更点です(令和二年四月一日施行。ただし、中小企業は令和三年四

月一日施行)。

① 有期雇用労働者が紛争解決の援助の申立て、調停の申請を可能とする。

② 通常の労働者とパートタイム労働者、有期雇用労働者との間の不合理な待遇差や待遇の相違の内容、理由に関する説明を紛争解決の援助および調停の対象とする。

(三) 労働施策総合推進法

次の事項が改正による変更点です(令和二年六月一日施行)。

① については中小企業は令和四年三月三十一日まで努力義務)。

① 職場におけるパワーハラスメント(優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの)に関する事業主の措置義務について紛争解決の援助および調停の対象とする。

② 労働者のパワーハラスメントについての相談を行ったこと等を理由とする解雇その他不利益な取扱いについて紛争解決の援助および調停の対象とする。

三 主な援助対象

前掲の「二 援助対象の追加」で触れたもの以外にも紛争解決援助および調停の対象となるもの又は対象外とされるものがありますので、いくつかを抜粋して紹介します。

詳細は、厚生労働省ホームページ等にてご確認ください。

(一) 都道府県労働局長による援助

① 男女雇用機会均等法

・ 募集・採用、配置、昇進、降格、雇用形態の変更、退職勧奨、解雇、労働契約の更新などに関する性別による差別的取扱い

・ 婚姻を理由とする解雇等、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱い

② 育児介護休業法

・ 育児休業制度など育児介護休業法に関する労働者と事業主との間の紛争

③ パートタイム・有期雇用労働法

・ 昇給、退職手当及び賞与の有無等の労働条件の文書交付による明示、通常の労働者と

同視すべきパートタイム労働者に対する差別的取り扱い
・ 通常の労働者への転換を推進するための措置

④ 労働施策総合推進法

前述のとおりパワーハラスメントの防止措置等が対象とされました。

なお、都道府県労働局長による援助の対象とならないものには、次のようなものがあります。

・ 労働組合と事業主の間の紛争や労働者間の紛争

・ 援助対象事項からの逸脱がある場合

・ 申立てに係る紛争に関し、確定判決が出されている場合など

(二) 調停

調停の対象となる紛争は前述の都道府県労働局長の援助対象と共通しますが、「募集・採用」(男女雇用均等法に基づく場合)に関する紛争のように調停の対象にならないものもあります。

また、労働組合と事業主の間の紛争や労働者と労働者の間の紛争なども調停の対象とはなりません。

割増賃金計算から除外する賃金の留意点

労働者に時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合には、法令で定める割増率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

割増賃金の計算の際、次の手当は、労働と直接的な関係が薄く個人的事情に基づいて支給されていることなどにより計算の基礎となる賃金から除外することができます。

家族手当／通勤手当／別居手当／子女教育手当／住宅手当／臨時に支払われた賃金／1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

なお、家族構成などに関係なく「家族手当」と名称をつけて割増賃金の計算基礎から除外をすることは認められないため注意を要します。

労働基準法の通達を基に、家族手当・通勤手当・住宅手当について割増賃金の計算

基礎から除外できるもの、除外できないものの例を掲げます。

① 家族手当

- ・除外できる例…扶養家族のある労働者に対し家族の人数に応じて支給するもの。
- ・除外できない例…扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するもの。

② 通勤手当

- ・除外できる例…通勤に要した費用や距離に応じて支給するもの。
- ・除外できない例…通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するもの（例：距離に関わらず一律300円支給）。

③ 住宅手当

- ・除外できる例…住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給、住宅費を段階的に区分し、住宅費に応じて変動するもの。
- ・除外できない例…住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの（例：賃貸2万円・持家1万円支給や住宅形態に関係なく全員に定額支給など）。

治療と仕事の両立支援助成金のご案内

治療と仕事の両立支援助成金は、労働者の傷病（※1）の特性に応じた治療と仕事の両立支援制度（※2）を導入した場合に事業者が費用の助成を受けることができる制度です。

※1 がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病。
※2 時間単位の年次有給休暇・傷病休暇などの休暇制度、

時差出勤・短時間勤務・在宅勤務などの勤務制度。

なお、環境整備コースと制度活用コースがあり、要件を満たしたときに二〇万円が支給されます。

詳細および最新情報は、労働者健康安全機構のホームページ上で「産業保健関係助成金」のキーワード検索により、ご確認ください。

障害者の法定雇用率引き上げ

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

令和3年3月1日から法定雇用率が次のように引き上げられます。

- ・民間企業 2.3% (2.2%)
- ・国、地方公共団体等 2.6% (2.5%)
- ・都道府県等の教育委員会 2.5% (2.4%)

※カッコ内は引き上げ前

これにより障害者を雇い入れる義務のある事業主の範囲が、従業員数43.5人（従来は45.5人）以上の事業主となります。

障害者を雇用する義務のある事業主が行うものとして、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告（義務）、障害者雇用推進者の選任（努力義務）などがありますので、法定雇用率引き上げにより新たに障害者の雇用義務が生じた事業主は注意を要します。

紫外線

紫外線とは

地上に届く太陽の光には、目に見える可視光線と、目に見えない赤外線・紫外線があります。可視光線の波長は約400nmから800nmで、赤外線は可視光線よりも波長が長い光を、紫外線は可視光線よりも短い光を指します。

紫外線は、波長の長いものからUV-A、UV-B、UV-Cに分けられます。UV-Cは、オゾンなどの大気層で吸収されて地表には到達しません。UV-Bも大気層で吸収されますが、一部は地表に到達します。そして、太陽から届く紫外線の約9割を占めるのがUV-Aです。

紫外線の強さは、時刻や天候、場所によって大きく変わります。一日のうちでは正午ごろ、日本では6月から8月にかけて最も紫外線が強くなります。曇った日は紫外線が少ないと思われがちですが、UV-Aは雲の影響を受けにくく、UV-Bも薄い雲であれば80～90%は透過します。そして高地の方が紫外線が強く、標高が1000m上昇するごとに紫外線は10～12%上昇します。

また、冬でも紫外線は確実に含まれています。

人体に及ぼす影響

紫外線を浴びると、その刺激により体内でメラニン

色素が生成されます。生成されたメラニン色素は周りの皮膚へと広がって、紫外線を吸収して肌を守る働きをします。

強い紫外線を浴びたり、長時間紫外線を浴びたりすると、メラニン色素が過剰に生成され、シミ・シワ・弾力の低下といった肌の老化を引き起こします。さらにUV-Bは、肌表面の表皮細胞やDNAを傷つけるなど、皮膚がんの原因にもなります。

また、日光を浴びることで色々な皮膚症状が出る「光線過敏症」、角膜炎や白内障などの眼の病気も、紫外線が原因の一つと考えられています。

紫外線の影響を防ぐ

以前は、カルシウムの合成に必要なビタミンDの生成を促進するという理由で、日光浴が勧められました。しかし最近では、食事からビタミンDを十分に摂取できることや、紫外線により肌がダメージを受けることから、日光浴はあまり推奨されなくなりました。

紫外線による影響を防ぐには、紫外線の強い時間帯を避けることや、日陰を利用することが挙げられます。また、日傘や帽子を使うことや衣服で覆うこと、サングラスをかけることも効果的です。さらには、日焼け

止めを上手に使うことで、紫外線の影響を防ぐことができます。

日焼け止めの効果についての表示として、「SPF」と「PA」が使われます。SPFは主にUV-Bを防ぐ指標で、2～50の数値で表されます。また50より効果が高い場合は50+と表示されます。PAは主にUV-Aを防ぐ指標で、PA+からPA++++の4段階で表されます。この場合、+が多くなるほどUV-Aを防ぐ効果が高くなります。

紫外線の利用

ウシオ電機株式会社は、「Care222」という、新しい殺菌用光源を開発しました。これは、紫外線のうち222nmの波長を用いています。紫外線は、ノロウイルスなどのアルコールや薬剤が効きにくい菌の殺菌が可能であることや耐性菌を作らないといった特長があります。そして紫外線のうち222nmの波長は、人体に悪影響を及ぼさない波長であることがわかっています。そのためCare222は、病院の待合室や食品加工場などの有人環境下で使用することが可能になります。実際に昨年10月には、石川県の加賀市医療センターに、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、Care222U3ユニットが30台導入されました。

サイバー犯罪の現状

警察庁の発表によると、令和元年におけるサイバー犯罪の検挙件数は9,519件と、過去最多でした。また、インターネットバンキングによる不正送金事犯は、平成28年以降は減少傾向が続いていましたが、令和元年9月から被害が急増しています。

バーコードやQRコードを用いたキャッシュレス決済の不正利用事案も増えてきており、サイバー犯罪が身近なものになってきていることが伺えます。

元埼玉県警察本部の捜査一課の警部補で、携帯電話の精査や各種ログの解析を担当しデジタル証拠の押収解析を専門に担当していた佐々木成三氏は、自身の著書「あなたのスマホがとにかく危ない（祥伝社）」で、スマートフォン（以下「スマホ」）の危険性を訴えています。

スマホを守る

警視庁の遺失物取扱状況によると、令和元年における携帯電話類の遺失届は約25万点、拾得届は約15万点でした。つまり1年間で約10万台の携帯電話・スマホが紛失していることとなります。スマホには名前や電話番号、クレジットカードなどのお金に関する情報など、様々な個人情報が詰まっています。そのため、悪意を持った人にスマホが渡ってしまうと、クレジットカード決済の悪用や電話帳の転売、振り込め詐欺な

サイバー犯罪に巻き込まれないために



どの犯罪への利用など、様々な犯罪トラブルに巻き込まれる恐れがあります。

個人情報外部に漏れないように画面にロックをかけることが重要です。ただ年配の方を中心に、「解除が面倒」という理由で設定をしない人が多いようです。佐々木氏は、スマホを守るために、次の3つの対策を勧めています。

① 画面ロックの見直し

画面ロックには、PINコードや英数字のパスワード、指で形をなぞるパターン認証、指紋認証や顔認証などもあります。ただ、どれも注意が必要なようです。

PINコードや英数字のパスワードは、安易なものや誕生日・電話番号など推測しやすいものを使用しないことが必要です。

生体認証についても注意が必要です。指認証については、寝ている間に指をスマホに押し当てられて解除される事例が、顔認証については「よく撮れている」

ポートレート写真でロックが解除されるという事例もあるようです。

一筆書きで9つのポイントから4つ以上のポイントを使うパターン認証は、使い次第では脆弱ではありません。しかし9つのポイントをフルに使っている人は少なく、単純なパターンにしている人が多いことと、のぞき見に弱い点が指摘されています。

② SIMカードのロック

SIMカードは、スマホに装着されているICカードです。SIMカードにロックがかかっていると、別のスマホに差し替えるだけで契約者になりすまして電話などを利用することができません。すると、振り込め詐欺に利用されたり、SNSやショッピングサイトが乗っ取られたりする可能性があります。

③ プッシュ通知への対策

ロック画面に各種の通知を表示する機能を「プッシュ通知」といいます。ロックを解除しなくても内容を確認できることから、利用されている人も多いと思います。しかし、個人情報が漏れやすくなるリスクも高くなりますので、どうしても必要なもの以外は表示しない設定にした方が安全性は高いといえるでしょう。

佐々木氏は、いま世の中で起きているスマホが関係する犯罪について正しく理解し、スマホを正しく活用することが、自分自身や家族、身の回りの人たちを犯罪から守るために重要なことだと訴えています。

石炭火力発電

石炭火力発電には、様々な発電方式があります。主に利用されているのは蒸気タービンのみで発電をする方式です。蒸気の温度や圧力を上げることによって発電効率も上がり、「亜臨界圧」「超臨界圧」「超々臨界圧」の順で効率が高くなります。他には、石炭をガス化して燃焼させる「石炭ガス化複合発電」があります。さらに、これに燃料電池を組み合わせた「石炭ガス化燃料電池複合発電」が、2022年度の実証試験開始に向けて開発が進められています。

石炭火力発電は、熱量当たりの単価が安く、安定供給性や経済性に優れているのですが、一方でCO²などの温室効果ガスの排出量が多いという問題があります。そこで2018年に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」では、非効率石炭火力発電のフェードアウトに取り組む必要性が示されています。さらに昨年7月には経済

産業大臣から、新たな規制措置の導入や早期のフェードアウトを誘導する仕組みづくりが指示されました。

第5次エネルギー基本計画では、超臨界圧以下のものを対象としており、現在では大手電力の発電所を中心に、超々臨界圧以上への置き換えが進んでいます。ただ、従来から稼働しているものも多く、全体の約5割が超臨界圧以下の発電方式になっています。超臨界圧以下のものであっても、設備を更新したり熱利用をしたりすることで、超々臨界圧と同程度の発電効率にした石炭火力発電もあります。また、超々臨界圧は一定以上の出力がないと設計できないので、需要規模の小さい地域や製造業が保有する自家発電設備では導入が難しいという課題もあります。そこで、新たな規制措置の対象とする「非効率石炭火力発電」を、発電方式ではなく実際の発電効率を指標とする検討が進められています。

眼球使用困難症候群

眼球は正常なのに、まぶしさや痛みなどで目が開けられず見ることができないという症状を、「眼球使用困難症候群」といいます。東京・千代田区にある井上眼科医院の名誉院長の若倉雅登氏によると、眼球使用困難症候群は、視力があるのにそれを脳が処理するところで不具合が起きていると指摘されています。根治療法は確立されておら

ず、若倉医師によると、潜在的な患者も含めて全国に三〇万人から五〇万人いると推定されるそうです。実態としては全盲に近い状態ですが、現状の視覚障害の認定では視力と視野で判断されるため、障害認定の対象にはなりません。そのため、働くことができない上に福祉サービスを受けられることもできず、経済的な困窮だけではなく心の問題に発展することも多いようです。

BPO

放送における言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するために設立された機関を、BPO（放送倫理・番組向上機構）といいます。

BPOはNHKと日本民間放送連盟、民放連加盟放送局で構成され、①放送倫理検証委員会、②放送と人権等権利に関する委員会、③放送と青少年に関する委員会の3つの委員会があります。

BPOは、テレビ・ラジオ放送に関する視聴者の意見や苦情を電話やFAX、メールなどで受け付け、事務局で検討・協議をした上で委員会への報告や討議・審議などが行われます。

各放送局は、委員会から放送倫理上の問題を指摘された場合は、具体的な改善策などを委員会に報告し、BPOはその報告などを公表します。このようにして、放送倫理の向上を図る役割をBPOは担っています。

知っておきたい 信用調査

個人事業者編



企業環境が極度に悪化してくると、中小企業経営者は信用不安の中で焦付被害、倒産被害を未然に回避しようとはします。

取引先の信用調査は、リスクレス経営には欠かせないことです。そこで、信用調査の方法の一つである信用調査会社の調査について、説明します。

なお今回は、個人事業者（法人の形はとっていますが）に焦点を当てて話を進めていきます。

一 調査方法

取引先の信用調査は、①取引先を見る、②取引先の資料を集める、③取引先と関係のある人や会社から聞く、ことです。

では、具体的にどう行うか、どのような判断をしながら行っていくか信用調査機関のY氏の話を聞いてください。

―信用調査をする場合、相手企業にいきなり行くのですか？

Y「いいえ。まず会社の謄本、会社所在地と社長の住所の土地・建物の謄本をとります」
―まず、おおよその見当を付けていくわけですか？

Y「そう、社長が不動産を所有しているか否かは大切です。

社長の個人財産がないとなると俄然信用はなくなりますが」
―相手企業への面接の時の注意事項を教えてください

Y「そうですね、同じことを別の角度から聞くのがコツじゃないかな。相手に会う前にどのようなことを聞くのか考えておく。話をしばらく聞いていくうちにウソを言っているかチェックできるような聞き方を考えておくのが大切だと思います。

例えば、支払手形はどの位出しているかを聞いて三〇〇万円位と答えたら、しばらくしてから割引手形はどれ位あるかを聞く。割引手形は三〇〇万円位などと答えるようだったら信用できません」
―社長の個人資産を重視するという点では？

Y「もちろん。社長に不動産を所有しているか否かは聞きま

す。不動産の所有については、圧倒的にウソはつかないとい

つていい。話の中で別の所有

の不動産が出てくるときもあり、そうしたら資料を追加する必要はある」

―会社が儲かっているかは、どう判断するんですか？

Y「儲かっているかどうかは分からない。悪い場合や危険な状態にある場合は分かりません。売上げよりも利益を重視した聞き方をするといいでしょう。面接でウソをつくところは銀行に聞くといい。銀行では良い悪いは言わないが、売上げ、借入金といった大体のニュアンスのを感じ取れます。ただし、銀行に信用されていないといけません。得意先、仕入先についてはどのように聞きますか？

Y「得意先、仕入先ともに上位五社を聞きます。得意先については大手ばかり答えるから、本当はどこかをまた聞く。そうすると、違った答えになり分かってきます」

―それから得意先に行つて聞くわけですね？

Y「いいえ、仕入れ先二〜三社から聞きます。支払先の良否が良く分かります」

―会社に行つても、何も答えてくれない場合もあると思いませんか？

Y「いくら聞いても答えないところはあります。用がなくても普段の日に銀行に行き信用されていることが大切です」

二 信用調査会社作成の調査報告書

さて、次に信用調査会社が株式会社K商事（会社形態はとっているが家族経営の個人商店）を調べた調査報告書（表参照）を調査会社・調査報告書（表参照）を要約して紹介します。

表を見てK商事の経営をイメージして下さい。

まず、調査会社の調査員はK

(表1) 企業要覧

商号	株式会社K商事		代表者	K田K夫	
所在地	栃木県U市N町××		代表者	昭和18年×月×日生	
設立	昭和44年10月		代表者	電話 ○○○○○○○○	
資本金	900万円	決算期	3月		
事業内容	栃木県内の顧客向けに白米・玄米などの米穀類の販売を行うほか、不動産業を手掛けている。 [主業] 米麦卸 [従業] 貸事務所				
取引銀行	N信金(本店)、A(S支店)、日本政策金融公庫				
従業員	0名				
仕入先	G株式会社、K商店、一般農家、株式会社C社				
得意先	社団法人D商会、株式会社E、一般需要者、Y音楽教室				
業績推移	推定値 (単位:千円)(増加率:%)		2016/3	2017/3	2018/3
	売上高	19,977	14,016	△30.0	12,231 △13.0
	営業利益	1,395	1,472	6	740 △50.0
	経常利益	114	108	△5.0	108 0.0
	当期利益	7	4	△43.0	4 0.0
事業構成	米穀販売		60.0	54.3	
	不動産管理・賃貸		40.0	45.7	
評価	信用要素別 評価				
業歴(1~5)	5	企業活力(4~19)	10	1警戒不要(86~100)	
資本構成(0~12)	0	加点(+1~+5)		2差当り不難(66~85)	
規模(2~19)	2	減点(-1~-10)		3多少注意(51~65)	
損益(0~10)	7	合計	41点	4一応警戒(36~50)	
資金現況(0~20)	7			5警戒(35以下)	
経営者(1~15)	10				

(表2) 貸借対照表の要旨

(単位:万円)

[資産の部]	[負債の部]	
[流動資産]	[流動負債]	
現金・預金 30	買掛金 60	
売掛金 30	短期借入金 100	
商品 280	[固定負債]	
未収入金 560	長期借入金 8,600	
[固定資産]	[負債合計] 8,760	
建物 2,300	[純資産の部]	
その他資産 100	[資本金] 900	
	繰越損失金 △6,360	
	[純資産合計] △5,460	
[資産合計] 3300	[負債・純資産合計] 3,300	

① 事業内容については、米穀類の販売を行うほか、不動産業を手掛けている。本店所在地のテナント収入は安定している。また、マンション(五階建て)は築二〇年程度であり、ファミリー層をターゲットにしている。

② 年間不動産収入は五六〇万円と推定する。

③ 最近の動向と見通し

〈解説〉
某商社は定期的に(一年に一度)全取引先に信用調査会社による信用調査を行っている。また、金融機関においても度々、信用調査会社の信用調査と自行の調査を照合するところもある。対談の中で調査員Yさんが「儲かっているかどうかは分からない。悪い場合や危険な状態にある場合は分かる。」と言いました。ここに、ヒントがあるのではないかと思われれます。

は、債務超過であるが、役員借入金を自己資金とみなせば大きな問題はない。

しかし、返済財源にあたる当期利益及び非資産費用の減価却費は借入水準を踏まえると返済能力は充分とは言えない。金融機関からの上積み支援は期待できないであろう。

③ 最近の動向と見通し
当社から具体的な公表は得られていないが、総じて業歴は長く、不動産業で売上を下支えしているが、売上を維持するのが困難な状況となっている。

パソコンのキーボードの配列

パソコンのキーボードはアルファベット部分の上段が「QWERTY」の順に並んでいます。なぜこのような配列のキーボードが一般的になっているのでしょうか。

実は、これよりも早い打鍵を可能にするキーボードは、今まで多数提案されてきました。1930年代のDvorakキーボードが良く知られた例です。

しかし、なぜ速いと分かっているキーボードが主流にならなかったのか。

経済学者のポール・デイヴィッドは、「QWERTYキーボードは、1867年のショールズらのタイプライターの発明にまで遡る。当時のタイプライターは速い打鍵が続くと絡まりや衝突が頻繁に引き起こすという問題を抱えていた…。

この問題を解決する過程で、QWERTYに近いキー配列が考えられた。そして、E.レミントン・アンド・サンズ社が市場

に出すことになった」と話しています。

しかし、1890年代は多くの代替的機能を持ったタイプライターが市場に出てきた時代であり、決してQWERTYキーボードが市場を支配したわけでもなかったそうです。

そして、技術的進歩にもかかわらず、1890年代半ばにはQWERTY配列がユニバーサルなものとして確立するに至りました。

デイヴィッドは、タイプライターがすでに大きな複雑系の一部となっていたからと言います。つまり、そこにはタイプライターの製造業者、タイピングのオペレーターやタイピングスキルを訓練する公的・私的な組織が背後にあったからと説明します。

この例から得られる教訓は、現在の世界がなぜ今あるような姿をしているのかを理解するには、歴史的プロセスを内包したシステムになっている、という経路を考える必要があるということではないでしょうか。

主人公は選手か“データ”か

「2001年に米国に来てから、2019年の野球はまったく違うものになりました。頭を使わなくなってもできてしまう野球になりつつあるようなー」

シアトル・マリナーズ等に在籍していたイチロー氏は引退会見の中でメジャーリーグ(MLB)の変化をこう語っています。

その変化の例が「フライボール革命」。これは膨大な集積データの結果、フライ(空中高く上がった飛球)を打ち上げることがより高い確率で得点に貢献するという打撃理論。その風潮は日本にも及んでいて、高校球児たちも積極的にフライを打ち上げるようになってきているそうです。

もはやビッグデータからはじき出される予測を重視して、競技のあり方からチームの戦術等までもデータに支配されるようになるー。

イチロー氏の発言は、まさに“野球というスポーツの主人公は誰なのか”という問いでしょう。

会社危機に戦う

長く会社を経営していると「倒産」が脳裡によぎった経験をした方も多いはずです。

それらの方に危機の乗り越え方の話を聞くと、「絶対に会社を潰さない」との信念の下、「本人の英知とまわりの助け」が働いたという共通点があるように思います。

他人は、「運が良かったですね」と言うかも知れませんが、そこ

- にはブレない哲学があり、そこにエネルギーを集中させたという必然の結果であるようです。
- K社長は、昨年三月からの新型コロナウイルス対策では、
- ① 社員と関係者の感染の予防と防止対策
 - ② 運転資金の確保
 - ③ 社員の雇用維持宣言
 - ④ 方針の策定と展開(活動の優先順位をつける)
 - ⑤ 計画の達成状況のチェックを実行しています。